

解約・退去立会のご注意

書類について

1. 解約通知書の提出後、**解約日変更は受付けておりません。**
2. 解約通知書の未決定箇所については、わかり次第ご連絡ください。
3. お部屋と同時加入して頂いている**火災保険の解約**は、契約者ご本人からの連絡になります。ご対応をお願い致します。
4. 保証会社のエポス・日本賃貸保証・JACSSの解約手続きは、弊社が行います。
※**ご本人様で引落の手続きをなさってる方は、引落の停止**をお願い致します。
5. **解約月分の家賃等は、前月末まで**にお振込みください。

立会について

6. 退去立会は、お引越が完了し、入居者様の所有物が無い状態での実施になります。お引越が完了せず、立会ができない場合、遅延延滞金がかかる場合があります。
7. 退去立会は、入居チェックを基にお部屋の状態の確認とカギの受取等を行います。
8. 立会の際は、**契約時お渡ししている本数の鍵をご用意**ください。
お渡ししている本数が無い場合、鍵交換費用がかかります。ご注意ください。
9. 立会時間が、夕方になりますと、お部屋が暗くなり、正確な状態が見れない場合があります。その場合、可能な限りその場で行いますが、後日弊社スタッフの確認になることをご了承ください。
10. 室内設備を誤って持ち出さない様ご注意ください。
例) 洗濯パネルボ・入居時に設置されていた照明器具・ガスコンロ

ライフライン解約手続きについて

11. **電気・ガス・水道**などのライフラインの停止もしくは移転手続きをお願い致します。
12. **郵便の移転・転送届**を郵便局にお出し下さい。
届が完了しておらず、お部屋に届いた郵便物については、弊社で処分いたします。
13. **インターネット・ケーブルテレビ**等入居者契約で工事設置したものは、原状回復してからの退去になります。新規配線したものは、配管内の引き抜きや、外壁面配線の撤去工事の手続きをしてください。解約手続きが遅れ、また立会時点で申告がなく、原状回復されていない場合、退去精算にて原状回復料金をご請求いたします。

ゴミ出しについて

14. **粗大ごみ**がある場合、市役所へのご連絡になります。(布団・カーペットは粗大ごみになります)粗大ごみの回収までに2週間以上かかる場合があります。お早めをお願い致します。(市役所の引き取りは、月に2回 ・ 1回に7点までです。)
15. 引越しのとき、一度に大量のゴミを出されると回収されない場合があります。ゴミ・残置物の処分が、出来ていない場合、処理費用がかかりますので、ご注意ください。



東京都知事免許(11)第38761号

東京都狛江市元和泉1-11-12

TEL 03-5761-5980/FAX 03-5761-5981

<http://www.kinuyama-fudosan.co.jp>

10:00~18:30 (水曜定休)